

世田谷区立幼稚園・認定こども園 案 内



◇令和7年4月入園申込期間◇

オンライン手続き	令和6年9月1日(日)～9月16日(月・祝)
郵送による申し込み	令和6年9月1日(日)～9月13日(金) 消印有効
入園希望の園へ直接申し込み	令和6年9月11日(水)～9月13日(金)

※上記以外の期間で申し込みをされる場合は入園を希望する幼稚園にお問い合わせください。

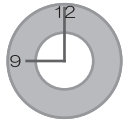
新入園児募集の詳細はこちらをご覧ください ▶▶▶



世田谷区立幼稚園・認定こども園のホームページはこちらをご覧ください ▶▶▶



区立幼稚園・認定こども園では



9:00～9:10

登園

自発的な活動
としての遊び

学級で取り組む活動

園
の
一
日



自分でやりたい気持ちをもち、思ったことができたという満足感や充実感を味わいます。



「おもしろそう」「やってみたい」と自ら積極的に遊び始め、満足するまで遊ぶことを楽しみます。



運動遊びや絵画製作、音楽に関わる活動などを通して、友達と活動することを楽しみます。

学校教育のスタートは“区立幼稚園・認定こども園”から

なぜ遊びを大切に
した教育活動をして
いるの？

幼児期の遊びは、幼児自らが興味や関心をもち、身近な環境に関わって行う自発的・主体的な活動のことです。
園では、様々な人やものとの関わりを通して、多様な体験をし、興味や関心を広げ、それらに自ら関わろうとする気持ちを育んでいます。

園生活の全体を通して、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力を一体的に育んでいきます。

遊びや生活の中で、感性を働かせ、不思議さに気付いたり、試したり、工夫したりすることなどを通して、総合的に育まれた資質・能力を小学校以降の学習に円滑につないでいきます。

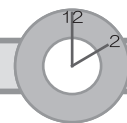
様々な人やものに関わり、発見する面白さは小・中学校の学習意欲につながります

どのような園生活をしているの？

昼 食

自発的な活動
としての遊び

降園時の活動



降 園

14:00



みんなで一緒に食べることを楽しみ、食への興味や関心を広げます。



動植物と親しむ中で、自然への愛情や生命を大切にする気持ちを育みます。



絵本に親しみ、興味をもって聞き、想像することを楽しみます。

園での“遊び”は子どもにとっての“学び”です

— 世田谷区立幼稚園・認定こども園の特色 —



子どもたちの育ちや学びを支える力
「非認知的能力」を育む教育活動の展開
(自分のよさに気付く力)

一人一人の幼児との信頼関係を築き、様々な経験の機会を設定する中で、幼児の興味・関心を広げながら、自分なりの目標に粘り強く取り組む力、人と関わる力、自分の感情や行動をコントロールする力などの「非認知的能力」を育む教育活動を行っています。

幼児教育から義務教育終了までの
育ちを見通した教育活動の展開

近隣の区立小・中学校と連携して質の高い教育活動に取り組み、地域の教育力と特色を生かしつつ、地域に根ざした園・学校運営を進めています。

学校・家庭・地域と連携した教育の推進

「世田谷版アプローチ・スタートカリキュラム」 を取り入れた教育活動の展開

「遊びに熱中して取り組む」、「嬉しい、楽しい、悔しい」などの感情体験をするなど、遊びや生活を通して得た自己肯定感がその後の生活や学習の基盤となります。

園・区立小学校では、園での学びや育ちを小学校教育に円滑に接続することをめざした、共通のカリキュラムを活用しています。



親子の触れ合いや 保護者同士が関われる機会の創出

子どもは、愛されていると実感しながら育つことが大切です。手をつないで登降園したり親子で活動したりと、子どもにとって大切な時間になります。

保護者同士が子育てで分からないことや困ったことなどを気軽に話したり、子どもたちのために一緒に活動したりする機会を大切にしています。

豊かな生活体験が得られる 直接的・間接的な体験の機会の充実



地域の公園や畑などの自然との触れ合い活動や園児が高齢者や地域の保育園児、小・中学校の児童生徒、大学生と関われる機会、行事や公共施設等の資源活用など、教育活動を工夫しています。

世田谷区教育・保育実践コンパスを 踏まえた取り組み

区では、子どもたちが様々な経験をしながら成長していくことができるよう、区内の幼稚園・保育所等が施設の種別や公私立の枠を超えて大切にしたい考え方や視点を示した「世田谷区教育・保育実践コンパス」を作成しました。

区立幼稚園では、この実践コンパスを踏まえながら、教育・保育に取り組んでいます。また、実践コンパスの保護者版である「せたがやコンパスガイド」を作成し、区が大切にしている教育・保育に関する想いや考えを共有できるように取り組んでいます。

世田谷区教育・保育実践コンパスの詳細はこちらをご覧ください ▶▶▶



世田谷区教育・保育実践
コンパス



せたがや
コンパスガイド

区立幼稚園集約化等計画について

○趣旨

世田谷区教育委員会では、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において3歳以上の教育・保育の内容が共通化されたことや幼児教育・保育の無償化など、近年の乳幼児教育・保育を巡る環境変化から、平成26年8月に策定した「区立幼稚園用途転換等計画」を見直し、令和4年8月に「区立幼稚園集約化等計画」(以下、集約化等計画)を策定いたしました。

この集約化等計画では、現在8園ある区立幼稚園・認定こども園を、乳幼児教育支援センターと連携して、区の乳幼児期の教育・保育全体の質の向上に取り組む区内5地域の拠点として位置付け、各地域1園に集約化することとしました。併せて、区立幼稚園の集約化と軌を一にして、3年保育の導入や配慮を要する児童・医療的ケア児への対応の強化、預かり保育の拡充等、地域の拠点として全体的な機能充実に努めることを決めました。

○各園の集約化等の内容・年次（令和6年8月時点）

地 域	園 名	集約化等の内容	運営形態	集約化等の 想定年次
世田谷	桜丘幼稚園	松丘幼稚園と桜丘幼稚園を集約化 (現桜丘幼稚園の園舎・園庭を活用)	区立幼稚園	令和9年度以降
	松丘幼稚園			
北 沢	多聞幼稚園	用途転換済	区立幼稚園型 認定こども園	—
玉 川	中町幼稚園	三島幼稚園と中町幼稚園を集約化 (現中町幼稚園の園舎・園庭を活用)	区立幼稚園	令和9年度以降
	三島幼稚園			
砧	砧幼稚園	区立砧小学校と複合化後に用途転換	区立幼稚園型 認定こども園	令和12年度以降 (新園舎の供用)
烏 山	八幡山幼稚園	給田幼稚園と八幡山幼稚園を集約化 (現八幡山幼稚園の園舎・園庭を活用)	区立幼稚園	令和10年度以降
	給田幼稚園			

※ 上記想定年次は、現時点で最短で整備が可能な年次を記載しています。集約化の順序については、施設の改修・改築等の可能性や集約化後の跡地の活用等を総合的に勘案して決定します。また、施設の改修・改築時には、一時移転のご協力をお願いすることがあります。

※ 集約化の組み合わせ及び集約化の順序は、現時点での想定を記載しています。

※ 「集約化等の想定年次」について砧幼稚園は、集約化の想定年次ではなく、新園舎の供用が可能となる想定年次です。

○今後の区立幼稚園のあり方・役割

- ① 乳幼児期の教育・保育の質の向上に向けた連携の先導・推進
- ② 社会の変化に伴う働き方の多様化等に対応した機能充実
- ③ 世田谷区の特色ある取組みの実施
- ④ インクルーシブな教育・保育の推進

区立幼稚園集約化等計画の詳細はこちらをご覧ください ▶▶▶

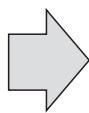


区立幼稚園について

世田谷区立幼稚園は7園あり、2年保育（4歳児、5歳児）を行っています。
世田谷区に在住している人が入園できます。

○定員について

集約化等計画に基づく施設の改修・改築等のための一時移転により、年度によって定員が異なりますのでご注意ください。

園 名	令和6年度			令和7年度（予定）	
	4歳児	5歳児		4歳児	5歳児
桜丘・松丘	各34名	各68名		各34名	各34名
中町・三島	各68名	各68名		各34名	各68名
八幡山・給田	各68名	各68名		各68名	各68名
砧幼稚園	68名	68名		68名	68名

※色付きの枠は1クラス募集です。

※年度途中の入園は、定員に空きがあれば入園可能です。

○教育時間

- ・月、火、木、金曜日 午前9時～午後2時（弁当をご用意ください）
- ・水曜日 午前9時～午前11時40分
- ・土曜日、日曜日、祝日、開園記念日、都民の日等はお休みです。
- ・春季休業日・夏季休業日・冬季休業日があります。
- ・時期・行事・季節によって、降園時刻、午前保育の曜日を変更する場合があります。なお、入園当初は園児が安心して園生活を送ることができるように、教育時間を徐々に延ばしていきます。

○弁当について

- ・弁当は自宅より持参していただきます。
- ・幼稚園でみんなと一緒に弁当を食べる時間は、とても楽しいひとときです。保護者の方の愛情を感じながら楽しく弁当を食べる中で、正しい食事の仕方やマナーなどの食習慣を身につけていきます。

○送り迎えについて

- ・保護者の方に送り迎えをしていただきます。道端の草花を見て身近な自然に触れたり、親子でいろいろな話をしたりしながら、徒歩での通園にご協力ください。
※幼稚園敷地内に送り迎え用の駐輪場スペースがない幼稚園もあります。自転車での登園について、詳細は各幼稚園にお問い合わせください。また、駐車場は確保できませんのでご了承ください。
- ・登降園時には、お子さんの様子について教員と話すことができ、家庭と幼稚園が相互に理解を深めることができます。

○保育料について

- ・幼児教育・保育無償化に伴い、保育料は無償（0円）となります。※申請は不要です。
- ・保育料以外の教材費、保護者会会費、園服代などの費用が必要です。

○その他

- ・見学を希望する場合は、事前に各園にご連絡ください。
- ・入園するにあたり、ご不明な点がありましたら、各園にご相談ください。

区立認定こども園多聞幼稚園について

○定員について

学年	認定区分	令和6年度	令和7年度から（予定）
3歳児	1号認定（幼稚園枠）※		18名
4歳児	1号認定（幼稚園枠）	60名	22名
	2号認定（保育園枠）	8名	8名
5歳児	1号認定（幼稚園枠）	60名	22名
	2号認定（保育園枠）	8名	8名

※令和7年度からは3歳児保育を開始するため、各学年1クラスでの運営を予定しています。

※3歳児は1号認定（幼稚園枠）のみです。

- ・年度途中の入園は、1号認定（幼稚園枠）の場合、定員に空きがあれば入園可能です。
2号認定（保育園枠）の場合、保育園入園と同様の手続きが必要です。
- ・認定こども園多聞幼稚園では、三宿の杜なごみ保育園（対象年齢0～3歳）の幼児について、連携先として4歳児以降の受け入れを行っています。

○教育・保育時間について

- ・1日の流れ

月曜日から金曜日まで

	7:15	9:00	12:00 給食	14:00	15:00 おやつ	18:15	19:15
1号認定 （幼稚園枠）	預かり保育	登園	教育課程に係る教育活動 （幼稚園教育）	降園	預かり保育 （随時降園）		
2号認定 （保育園枠）							
	保育 （随時登園）				保育 （随時降園）	延長保育 （※）	

土曜日・長期休業期間

	7:15	9:00	12:00 給食	14:00	15:00 おやつ	18:15	19:15
1号認定 (幼稚園枠)	預かり保育 (申請した時間に登園・降園)						延長保育 (※)
2号認定 (保育園枠)	保育 (随時登園・降園)						

- ・休業日

1号認定（幼稚園枠）	2号認定（保育園枠）
土曜日、日曜日、祝日、次に記した日及び その他教育委員会が特に認める日 ア）夏季休業日 7月20日～8月31日 イ）冬季休業日 12月24日～1月7日 ウ）春季休業日 3月19日～4月9日	日曜日、祝日、12月29日～翌年1月3日、 その他教育委員会が特に認める日

※行事等によって、降園時刻を変更する場合があります。なお、入園当初は園児が安心して園生活を送ることができるように、教育・保育時間を徐々に延ばしていきます。

※延長保育は、連携先である三宿の杜なごみ保育園で延長保育を受けていた子どもを対象に実施しています。

○給食について

- ・認定こども園多聞幼稚園では、全園児に給食を提供しています。毎日の給食は園児の成長に必要な栄養素を満たす献立であることはもちろん、給食を通して、みんなと一緒に食事をする楽しさ、食べものの大切さを知り、すすんで食べようとする気持ちをもつことができるようにしていきます。

○送り迎えについて

- ・保護者の方に送り迎えをしていただきます。道端の草花を見て身近な自然に触れたり、親子でいろいろな話をしたりしながら、徒歩での通園にご協力ください。
※送り迎え時の自転車での登園について、詳細は園にお問い合わせください。また、駐車場は確保できませんのでご了承ください。
- ・登降園時には、お子さんの様子について教員と話すことができ、家庭と園が相互に理解を深めることができます。

○保育料について

- ・幼児教育・保育無償化に伴い、保育料は無償（0円）となります。
※申請は不要です。
- ・給食費については、9ページ「区立認定こども園の給食費について」をご確認ください。
- ・保育料以外の教材費、保護者会会費、園服代などの費用が必要です。

○その他

- ・見学を希望する場合は、事前に園にご連絡ください。
- ・入園するにあたり、ご不明な点がございましたら、園にご相談ください。

区立幼稚園・認定こども園に入園するための認定について

○入園のための認定について

区立幼稚園・認定こども園に入園を希望する場合、教育・保育給付認定を受けていただく必要があります。

認定は3つの区分に分かれており、区分によって下記のとおり利用できる施設が決まります。

※区立幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）に入園する際は、1号認定が必要です。

※認定こども園（保育園枠）は、保育園入園の申込みと同様2号認定が必要です。

区分	認定基準	対象等
1号認定	教育標準時間	お子さんが3歳以上で、教育を希望される場合 〔利用先〕 <u>区立幼稚園</u> 、 <u>認定こども園（幼稚園枠）</u> 、新制度に移行した私立幼稚園
2号認定	満3歳以上・保育認定	お子さんが3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望される場合 〔利用先〕 <u>認定こども園（保育園枠）</u> 、保育園
3号認定	満3歳未満・保育認定	お子さんが3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望される場合 〔利用先〕 <u>認定こども園（保育園枠）</u> 、保育園、地域型保育事業

【区立幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）入園までの流れ】

① 入園を申し込む



② 入園の内定

（新入園児募集（当初受付）の際に申込者が定員を上回る場合は抽選）



③ 教育・保育給付認定の申請をする

（上記表・区分の欄の「1号認定」の申請を行っていただきます。）

※認定申請の詳細については、入園内定後にご案内します。



④ 区から支給認定証、入園承諾書が交付される



⑤ 園への入園

※認定こども園（保育園枠）の入園までの流れは、世田谷区が発行している「保育のごあんない」をご確認ください。

区立認定こども園の給食費について

○区立認定こども園（幼稚園枠）の給食費

- 給食費は幼児教育・保育無償化の対象外であるため、主食費及び副食費の実費分を負担していただきます。（8月分はなし。）
- ただし、生活保護法による被保護世帯の園児は給食費の支払いが免除となります。
また、年収360万円未満相当世帯の園児は副食費分の支払いが免除となり、主食費分のみを負担していただきます。

階層	世帯の階層区分	給食費月額（1人につき）
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円
第2階層	所得割課税額が0円の世帯（均等割のみ課税世帯を含む）	1,900円
第3階層	所得割課税額が77,100円以下である世帯	1,900円
第4階層	所得割課税額が77,100円を超える世帯	4,700円
第5階層（※1）	所得割課税額が確認できない世帯	4,700円

（※1）税額が確認できない世帯は、第4階層と同額の給食費月額になります。

- 所得割課税額を計算する場合、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、外国税額控除、寄付金控除等は適用しないため、実際の税額と異なる場合があります。
- 4月から7月分までの給食費は前年度分の税額、9月から翌年3月までの給食費は当該年度の税額をもとに決定します。

※多子世帯の負担軽減について

第4階層または第5階層に属する園児のうち、同一世帯内に小学校3年生以下の兄・姉が2人以上いる園児については、給食費が1,900円になります。

○区立認定こども園（保育園枠）の給食費

- 給食費は幼児教育・保育無償化の対象外であるため、副食費の実費分を負担していただきます。（主食費は、幼児教育・保育無償化の実施前から区が負担していたため、引き続き区が負担します。）
- ただし、年収760万円未満相当世帯及び里親世帯の園児は給食費の支払いが免除されます。

世帯の階層区分		給食費月額 （1人につき）
階層	定義	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円
B 1	A階層を除き、所得割課税額が0円の世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）	0円
D 1～ D 9	A階層を除き、 所得割課税額が	0円
D 10～ D 30	0円以外の世帯	
	所得割課税額が235,000円未満である世帯	4,500円
	所得割課税額が235,000円以上である世帯	

※税額が確認できない世帯は、D30階層と同額の給食費月額になります。

- 所得割課税額を計算する場合、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、外国税額控除、寄付金控除等は適用しないため、実際の税額と異なる場合があります。
- 4月から8月分までの給食費は前年度分の税額、9月から翌年3月までの給食費は当該年度の税額をもとに決定します。

※多子世帯の負担軽減について

同一世帯内での小学校就学前のきょうだいのうち、上から3番目以降の園児は、給食費の支払いが免除されます。

預かり保育について

○区立幼稚園

- ・在園児を対象に教育時間終了後から午後4時30分まで預かり保育を行っています。
- ・預かり保育料は日額200円で、当月の預かり保育のご利用前（区が指定する期限）までにお支払いいただきます。定員は各園1日あたり25名、申込および利用の決定は月ごとに行います。
- ・申込者が定員を超える日は抽選を行います。
- ・園行事等のため預かり保育を行わない日があります。また、幼稚園休園日・長期休業期間の預かり保育は行いません。
- ・4歳児の預かり保育は、5月中旬頃の開始を予定しております。

○区立認定こども園

- ・幼稚園枠で入園された方は、教育課程に係る教育活動時間以外に行われる預かり保育を利用することができます。
- ・実施日・実施時間・保育料

実施日	実施時間	預かり保育料(日額)
幼稚園枠の子どもの登園日 (平日)	① 午前7時15分～午前9時	150円
	② 午後2時～午後4時30分	250円
	③ 午後2時～午後6時15分	400円
	④ 午前7時15分～午前9時、 午後2時～午後4時30分	400円
	⑤ 午前7時15分～午前9時、 午後2時～午後6時15分	550円
幼稚園枠の子どもの休園日 (土曜日・長期休業期間等)	⑥ 午前7時15分～午後6時15分	1,200円
	⑦ 午前9時～午後5時	1,000円
	⑧ 午前7時15分～午前11時30分	320円
	⑨ 午後2時～午後6時15分	370円

※4歳児の預かり保育は、5月中旬頃の開始を予定しております。

※⑥⑦は、預かり保育料に給食費・おやつ代を含みます。

※②③④⑤⑨は、預かり保育料におやつ代を含みます。

※預かり保育料は当月の預かり保育のご利用前（区が指定する期限）までにお支払いいただきます。

- ・対象者・定員

幼稚園枠の園児 1日あたり18名

※申込および利用の決定は月ごとに行います。

※土曜日、長期休業期間等及び平日の早朝（午前7時15分～午前9時）、夕方（午後4時30分～午後6時15分）の利用は保護者の就労・出産・疾病・介護等の利用条件に該当している方のみ申込が可能です。

※令和7年度より3歳児の預かり保育についても実施する予定です。

詳細は、決定しだい区のホームページ等でお知らせいたします。

- ・利用者の決定

申込者が定員を超える日は抽選を行います。

預かり保育料無償化のための認定について

○無償化のための認定について

「保育の必要性」に該当する区立幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）在園児の保護者の方で預かり保育料の無償化を希望する場合は、教育・保育給付認定（１号認定）に加えて、施設等利用給付認定（２号認定）を受けていただく必要があります。

○内容

施設等利用給付認定（２号認定）を受けた方は預かり保育料が無償化の対象となります。
※詳細は、12ページ「預かり保育料の無償化について」をご覧ください。

○「保育の必要性」

「保育の必要性」とは、以下の状況が常態となっていることです。
※預かり保育の利用条件と、無償化に必要な「保育の必要性」の要件は異なっておりますのでご注意ください。

- ・保護者が就労している場合
（月48時間以上の就労を対象とし、家事や育児の時間は含みません。）
- ・保護者の病気や心身に障害がある場合
- ・保護者が常時、病気の方や心身に障害のある方の介護、看護をしている場合
（在園児の介護・看護は除く）
- ・保護者が出産（出産予定月とその前後各２ヶ月以内が対象、最長５ヶ月間）する場合
- ・保護者が現在仕事を探している場合
- ・保護者が就学、技能習得をしている場合（通信教育・趣味の講座等は除く）
- ・保護者が災害の復旧にあたっている場合
- ・その他、保護者が保育にあたることができない特段の事由がある場合

【施設等利用給付認定（２号認定）の申請の流れ】

- ① 認定を希望される方は、『給付認定申請書』と必要書類の様式を各幼稚園・認定こども園でお受け取りください。
▼
- ② 記載されている説明をご確認いただき、申請書と必要書類をご準備ください。
▼
- ③ 申請書と必要書類を乳幼児教育・保育支援課あての返信用封筒に封入し、切手を貼付して郵送にてご提出ください。
▼
- ④ 申請内容を区で審査し、認定の可否を郵送で通知します。
「保育の必要性」の要件を満たしていることが確認できない場合は認定ができません。

預かり保育料の無償化について

○区立幼稚園

- ・施設等利用給付認定（２号認定）を受けた区立幼稚園在園児の保護者は、預かり保育料と併せて認可外保育施設等利用料の無償化分を請求することができます。
- ・無償化の対象となる世田谷区内の認可外保育施設等は、区のホームページ（「子ども・教育・若者支援」→「幼児教育の無償化」より）等をご確認ください。
※世田谷区外の施設については、利用する施設または施設の所在地の自治体へお問い合わせください。
- ・預かり保育・認可外保育施設等の利用料として保護者が支払った金額に対し、無償化分を給付します。（月額上限11,300円）
※給付は半期（６ヶ月ごと）に行いますので、各月の利用料の支払いが必要となります。
- ・給付額は、利用実績に応じて月毎に計算します。
- ・利用料が月額上限を超過した月があった場合、他の月で給付額が月額上限未満であっても、超過分を補填することはできません。

○区立認定こども園（幼稚園枠）

- ・施設等利用給付認定（２号認定）を受けた区立認定こども園在園児の保護者は、預かり保育料の無償化分を請求することができます。
- ・預かり保育の利用料として保護者が支払った金額に対し、無償化分を給付します。（月額上限11,300円・日額上限450円）
※給付は半期（６ヶ月ごと）に行いますので、各月の利用料の支払いが必要となります。
- ・給付額は、給食費・おやつ代を除いた金額をもとに利用実績に応じて月毎に計算します。
- ・預かり保育料に含まれる給食費（290円）とおやつ代（50円）は無償化対象外です。
- ・利用料が月額上限を超過した月があった場合、他の月で給付額が月額上限未満であっても、超過分を補填することはできません。

世田谷区立幼稚園・認定こども園一覧

① 給田幼稚園

住 所…給田 4-7-11
電 話…3308-2790
交 通…京王線千歳烏山 徒歩15分
バス中給田 徒歩3分

② 八幡山幼稚園

住 所…八幡山 1-27-25
電 話…3302-5707
交 通…京王線八幡山 徒歩13分
バス朝日新聞社前 徒歩8分

③ 多間幼稚園 (認定こども園)

住 所…三宿 2-25-9
電 話…3413-7612
交 通…井の頭線池ノ上 徒歩13分
バス淡島 徒歩3分

⑧ 桜丘幼稚園(※)

住 所…桜丘 5-2-19
電 話…3426-1862
交 通…小田急線千歳船橋 徒歩7分
バス桜丘住宅 徒歩5分

⑦ 砧幼稚園

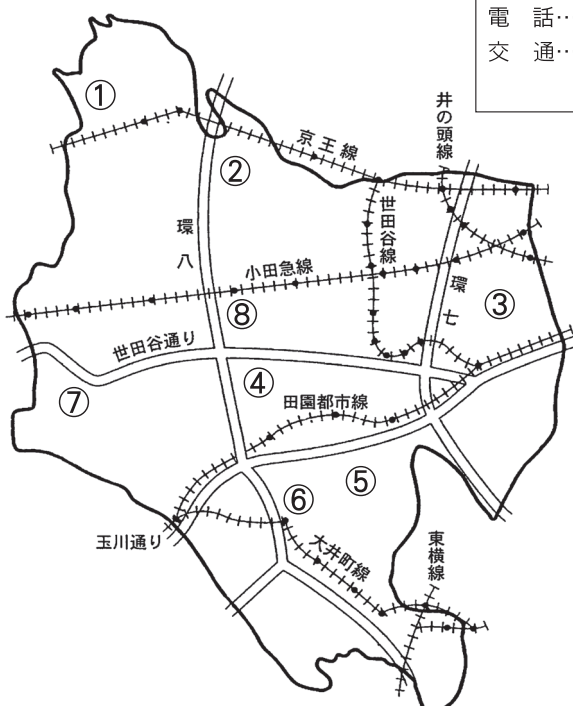
住 所…喜多見 6-9-11
電 話…3416-8630
交 通…バス東京都市大付属小前 徒歩3分

⑥ 中町幼稚園(※)

住 所…中町 4-38-21
電 話…3704-0477
交 通…大井町線上野毛 徒歩7分
バス中町五丁目 徒歩4分

⑤ 三島幼稚園

住 所…深沢 5-11-5
電 話…3703-0213
交 通…バス日本体育大学前 徒歩3分
バス深沢坂上 徒歩4分



お問い合わせは、各園または下記へどうぞ

世田谷区教育総合センター 乳幼児教育・保育支援課

電 話 03-6453-1531

FAX 03-6453-1534

※一時移転時には桜丘・中町幼稚園の住所等は変更となる予定です。